

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3月31日

木 曜 日

号 外(10)

目 次

公営企業管理規程

○富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程	1
○富山県企業局事務決裁規程の一部を改正する管理規程	2
○富山県企業局文書管理規程の一部を改正する管理規程	
○富山県企業局公印規程の一部を改正する管理規程	3
○富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程	
○富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程	4

管 理 規 程

富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成28年 3月31日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

富山県公営企業管理規程第 3 号

富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局組織規程（平成元年富山県公営企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条表以外の部分中「係」の次に「及び班」を加え、同条の表中「企画開発係」を「新エネルギー開発班」に改める。

第23条の表中

課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。」
------	--------------------------------

を

課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。
班長	班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。」

に改める。

附 則

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県企業局事務決裁規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成28年3月31日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

富山県公営企業管理規程第4号

富山県企業局事務決裁規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局事務決裁規程（昭和62年富山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第11条中「ときは、課長補佐」の次に「又は班長（班の分掌する事務に限る。）」を加える。

附 則

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県企業局文書管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成28年3月31日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

富山県公営企業管理規程第5号

富山県企業局文書管理規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局文書管理規程（昭和62年富山県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「係長」の次に「又は課の長が指定する職員」を加える。

附 則

この管理規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県企業局公印規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成28年 3 月 31 日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

富山県公営企業管理規程第 6 号

富山県企業局公印規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局公印規程（昭和62年富山県公営企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「庶務を担当する係長」の次に「又は課の長が指定する職員」を加える。

附 則

この管理規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成28年 3 月 31 日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

富山県公営企業管理規程第 7 号

富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局会計規程（昭和41年富山県電気局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第67条第 2 項第 1 号中「係の長」の次に「又は課の長の指定する職員」を加える。

附 則

この管理規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成28年 3 月 31 日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

富山県公営企業管理規程第 8 号

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局企業職員給与規程（昭和41年富山県電気局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「課長」の次に「及び班長」を加える。

附 則

この管理規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(企・経営管理課)